



やまと

得々 情報

大和木材株式会社

〒891-11

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL ; 099-298-2288(代)

FAX ; 099-298-2290

第 9 号

7
1998年 4 月 1 日

…法定労働時間 40 時間施行、 どのように対応してますか？…

労基法の一部改正で、平成6年4月1日より週の法定労働時間は、原則として40時間となっていました。平成9年3月31日までは猶予措置として44時間、特例措置として46時間がとられておりました。4月1日よりすべて40時間以内となりました。また、法定労働時間や割り増し賃金等の違反が摘発された場合は、30万円以下の罰金となっています。皆様どのように対処されましたか。

中小企業にとりましては、非常に難しい問題ではあります。できるだけスムーズに対応できるように努めていきたいものです。

詳しくは、(社)鹿児島県労働基準協会内、労働時間短縮支援センター

(099-226-3621)へお問い合わせ下さい。

☆消費税改正のお願い☆

4月1日より消費税法が変わり、消費税4%に地方消費税1%を加えた5%となりました。従いまして、4月1日出荷分より5%の消費税をお預かりすることになります。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※商品情報

2月までのかけ込み需要も終わり、丸太価格も安定してきており、製品の価格も安定してきたようです。大手・製材メーカーも生産の調整を始め、以前のような低価格にはならないでしょう。

一方、円安により輸入材は値上がりの様子を見せました。



(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)